

税務事例の研究

〈租税条約関係〉

類似資本(thin capitalization)と間接税額控除

〔事例〕

内国法人甲は、米国法人乙の100%出資の親会社である。甲の乙に対する貸付金100万ドルは、米国において甲の乙に対する出資金と認定された。この認定により、乙が甲に対して支払った同貸付金の利子12万ドルは、その損金算入が否認され、これを配当として課税されることとなった。この場合、この12万ドルの支払についてわが国において配当を受領したものとみて間接税額控除の適用が認められるか。

〔ポイント〕

海外子会社の居住地国(本件の場合は米国)において形式上借入金とされていても実体的にそれが出資に類似するもの(このような借入金はthin capitalization(類似資本)と呼ばれている)としてその借入金に係る利子が、配当として扱われる場合がある。この場合、相手国で配当とされる部分がわが国においてどのように扱われるかがポイントとなるが、本件の検討には次の各項目をカバーすることが必要であろう。

- ① thin capitalization の法制
- ② 日米租税条約における配当条項及び二重課税排除条項
- ③ わが国の外国税額控除制度

〔検討〕

1 thin capitalization

米国においては、財務省規則により法人の一定のタイプの債務が資本として取り扱われることになっている。次の諸条件をすべて充足しない場合には、その債務が資本として扱われることがある。すなわち、①債務についての満期日が明確であること、②その債務の支払利子が一定の最小限度額を超えるものであること、③その法人の資本に対する債務の割合が100%を超えないこと、④その債務の元本及び利子が支払期日に支払われているもの(U.S Master Tax Guide)。

こういった類似資本あるいは疑似資本の問題は、国際課税の分野ではthin capitalizationと呼ばれ租税回避の問題とからめて一つのテーマとなっている。

2 日米租税条約における配当条項及び二重課税排除条項について

(1) 配当条項

日米租税条約第12条において、いわゆる親子間配当については、その源泉地国における課税の税率を10%に軽減することとしている。すなわち、その配当の受領者である法人がその配当の支払日前2課税年度を通じて配当支払法人の株式等の10%以上を所有している場合に、その配当支払法人について、原則として、配当支払の直前の課税年度中に取得する利子、配当の額が総所得の25%以下である場合には、10%の軽減税率により配当に対する課税が行われる。

本件では、配当として扱われる12万ドルは、米国において本条項の適用により10%の軽減税

率の適用がある。すなわち、thin capitalization によって配当として扱われるものについては租税条約の適用に際し、配当条項の適用があるものとされており、また、持株比率の算定においても資本とみなされる部分を考慮してその比率を決めるものとされている(OECD コンタリー第10条関係15(d))

(2) 二重課税排除条項

日米租税条約第5条において日本国は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令で当該時に施行されているものの規定に従って日本国の居住者に対し合衆国の租税に対応する額を日本の租税から控除するものとしている。なお、間接税額控除については、国内法の25%の持株比率要件は10%に緩和されている。

したがって、持株比率要件が国内法で定める25%が条約によって10%に緩和されている以外日本の居住者又は内国法人に適用される外国税額控除は、すべて国内法に定める規定に従って行われることとなる。

3 わが国の外国税額控除制度

法人税法第69条第4項において、内国法人が外国子会社から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額がある場合に、その外国子会社に課された外国法人税額のうち配当等の額に対応するものをその内国法人が納付した外国法人税の額として外国税額控除を行うものとしている。ここで、利益の配当又は剰余金の分配の額に本件の米国において配当として扱われた部分が含まれるか否かが問題点となる。

法人税法第69条に規定する利益の配当又は剰余金の分配は外国法人が行うものであるので、これらの配当又は剰余金の支払が外国法令等に基づいて行われることは明らかであり、配当又は剰余金の額は、実際上はわが国の法人が行う配当等に準ずるもので、法人の株主又は出資者に対するその地位に基づく利益の配分の額と解

することができよう。

この場合、thin capitalization により配当として扱われるものは、あくまで法形式上利子に該当し、しかも単に当該国における課税目的上配当として扱いがなされるに過ぎない。したがってこのような配当は法人税法第69条第4項に規定する利益の配当又は剰余金の分配と解することには難がある。

本来、間接税額控除は、経済的二重課税、すなわち、法人段階での課税と株式段階での課税との二重課税の排除と、海外への進出形態、すなわち、支店形態と子会社形態とで課税上アンバランスが生じないよう措置されたものといわれている。このような間接税額控除制度の趣旨を考えると、すくなくとも実質的な面でみると、海外の子会社が課税上配当として課税された部分については、これを配当として間接税額控除の対象とした方が、経済的二重課税の排除及び、支店形態及び子会社形態との課税上のアンバランスの是正といった観点からは、ベターといえよう。

しかしながら、上述のように、法令の規定の面からも、また、わが国の税の政策上の面(わが国に存在しない外国での課税方式を、ストレートに受け入れることの是非)からも、thin capitalization の配当について、これを間接税額控除の対象となる配当とみることはできないであろう。

また、間接税額控除自体、通常の二重課税の排除(直接外国税額控除)と異なり必ずしも必然的に求められる税制ともいい難い面がある点も留意すべきものと考える。

なお、一つの租税政策としては、条約締結両国間の合意により、あるいは条約の規定の明記により、この種の配当を間接税額控除の対象とする余地はあるものといえよう。

(税務事例研究会)